

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和元年5月24日 15時20分ごろ
発生場所	福井県福井市白浜漁港西方沖 白浜港沖防波堤灯台から真方位270° 1.1海里付近 （概位 北緯36°05.0′ 東経136°00.3′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3.0m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、釣りを終えて帰航中、船外機が停止し、操縦者が、燃料がなくなっていることを確認した後、118番通報を行い、来援した海上保安庁の船舶にえい航された。 本船は、午前中に満タンで航行して一旦帰港し、操縦者が燃料残油量を見て午後の航行を行っても燃料がなくならないと思い、沿岸に駐車中の車に保管していた予備燃料を給油及び携行していなかった。
分析	本船は、航行中、操縦者が燃料残油量を見て燃料がなくならないと思い、航行を続けたことから、燃料がなくなって船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、操縦者が燃料残油量を見て燃料がなくならないと思い、航行を続けたため、燃料がなくなって船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 自船の燃料消費量を把握して航行計画を立てること。 ・ 航行する際には、予備の燃料を携行することが望ましい。